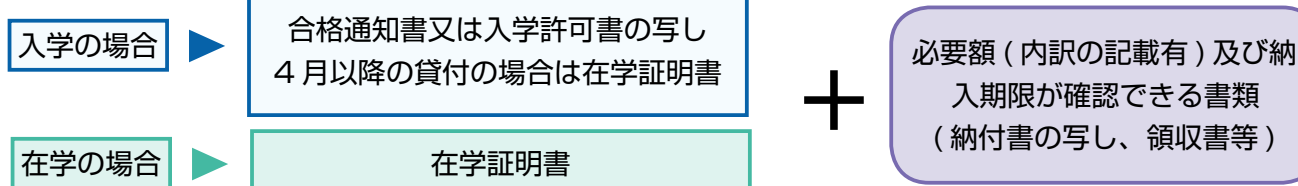


共済組合教育貸付けのご案内

お問い合わせ ☎
経理・貸付班 043-223-4122

教育貸付けは、組合員、被扶養者又は被扶養者でない子等が学校教育法に規定する高等学校、大学、専修学校等に入学又は修学するために資金を必要とする場合の貸付です。概ね 1 年以内に必要となる納入期限が確定している費用で入学金、授業料、その他諸経費など学校に納入する費用や、通学のために必要となる交通費や家賃に相当する費用も対象です。

※申込む際に必要な添付書類のイメージは下図のとおりとなります。



※納付済の場合、**支払日から 1 ヶ月以内**の申込みであれば貸付の対象となります。その場合は**領収書等**が必要となります。

教育貸付 Q & A

Q 子どもが地方の大学に入学することになりました。アパートの家賃は貸付対象となりますか？

A 通学のために転居した場合における、アパートの敷金・礼金、家賃等の費用は貸付対象となります。

Q 予備校・資格の学校や専門学校の学費等は、貸付対象となりますか？

A その学校が、学校教育法に規定する専修学校・各種学校に該当すれば対象となります。ただし、修学する課程の修学年限が 1 年未満の場合は対象外となります。

Q 学費の前・後期一括申込みは貸付対象となりますか？

A 一年以内に支払いが発生する費用については貸付対象となります。1 年度分の必要額等がわかる書類が必要となります。

Q 民間教育ローンの借替えのための費用は貸付対象となりますか？

A 貸付対象となります。返済時点の金額が記載された、貸付日及び教育ローンであることがわかる残高証明書、過去 3 ヶ月の返済が確認できる書類等が必要となります。

Q 子どもが大学に合格する前に、貸付を申し込みますか？

A 受験している事実と必要額の確認（受験票・入試要項等）ができれば貸付対象となります。後で合否がわかり次第、結果書類が必要となります。もし不合格であった場合には、即時償還となります。

※教育貸付けの詳細については、共済組合 HP もしくは「教職員互助会 Diary」等でご確認ください。

アンケートにご協力ください！



お問い合わせ ☎
互助会 043-223-4120

福祉ちば 233 号でお知らせしましたが、互助会ではホームページを利用したアンケートを実施しています。

アンケートの所要時間は 5 分程度です。携帯からも回答できます（上記 QR コードを読み取ってください）ので、是非、ご意見をお寄せください！

【アンケート実施期間：12 月 20 日（金）まで】

互助会ホームページへアクセス!!
<http://www.chibagojo.or.jp/>

